

告 示

埼玉県告示第三百一号

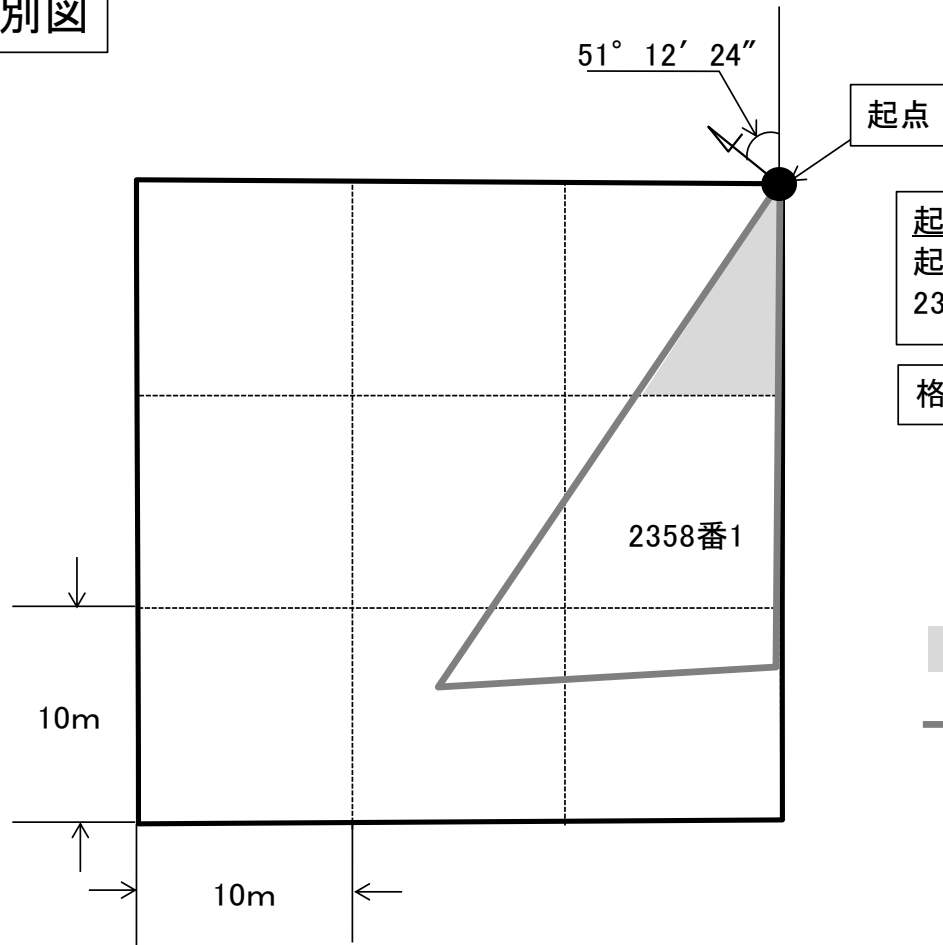
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千二百六十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県蕨市北町五丁目二千三百五十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点

起点
起点は、埼玉県蕨市北町五丁目
2358番1の最北端とする

格子の回転角度 51° 12' 24"

■ 要措置区域の指定を解除する
区画

— 敷地境界
(対象地が1地番であるため、
敷地境界と地番境界は同一
である)